



金 沢 市 公 報

第 2 9 3 0 号

平成30年(2018年)3月12日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を撤去し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
○土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿 の縦覧について (資産税課)	2
○地縁による団体の認可について (市民協働推進課)	2
○地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (")	3
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 所在地の変更について (")	3
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 開設者の所在地の変更について (")	4
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 事業の廃止について (")	4
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの施術を担当させる者の指定について (")	4
○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施 術者の施術所の廃止について (")	4

● 公 告	
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更につ いて (環境指導課)	5
● 選挙管理委員会告示	
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合に おける署名者の最低数について (選挙管理委員会)	5
○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管 理委員及び監査委員の解職の請求の場合にお ける署名者の最低数について (")	5
○教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の 場合における署名者の最低数について (")	5
○合併協議会の設置の請求の場合における署名 者の最低数について (")	6
○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の 場合における署名者の最低数について (")	6
● 監査公表	
○監査公表(第2号) (監査事務局)	6
● 公営企業告示	
○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	7
○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (")	8

告 示

●金沢市告示第54号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例(平成6年条例第45号)第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数			
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
田上の里2丁目地内	自	転	車	3台

下本多町六番丁地内	自 転 車	1台
-----------	-------	----

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
平成30年2月1日から同月28日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
平成30年3月12日から同年9月11日まで
午前10時から午後7時まで
 - (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第55号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により、平成30年度分の固定資産税に係る土地又は家屋の価格等を記載した土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供します。

平成30年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

縦 覧 場 所	縦 覧 期 間	縦 覧 時 間
金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市総務局資産税課	平成30年4月2日から同年5月1日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から午後5時45分まで

●金沢市告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 名称
寺地町会
- 2 規約に定める目的
この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域

町の名称	地 番
富樫2丁目	29～38番、57番、58番、64番
富樫3丁目	1～72番、166番、167番、384～389番
寺地1丁目	1～38番、60～62番、65～72番、357～363番、373～378番、398番、401～404番、408～412番、417～421番、445～448番、472番、481～483番、486～488番、491～502番、504～545番
円光寺本町	197～206番、215～246番、254～276番、278～291番

- 4 主たる事務所
金沢市寺地1丁目60番地
- 5 代表者の氏名及び住所
上野 弘達
金沢市富樫2丁目11番25号
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし

- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
平成30年3月12日

●金沢市告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
高尾町会	代表者の氏名及び住所	山瀬 光秀 金沢市高尾町ツ3番地1	石川 良己 金沢市高尾町夕305番地1	平成30年1月21日
日吉ヶ丘町会	主たる事務所所在地	金沢市利屋町△40番地103	金沢市利屋町175番地	平成30年1月21日
	代表者の氏名及び住所	大岡 富子 金沢市利屋町△40番地103	若林 光彦 金沢市利屋町175番地	
堅田町会	主たる事務所所在地	金沢市堅田町ト145番地1	金沢市堅田町ト143番地1	平成30年2月16日

●金沢市告示第58号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
タイヨウ薬局	金沢市太陽が丘3丁目1番地15	平成29年12月7日
やながわ在宅クリニック	金沢市藤江北4丁目273番地	平成30年1月1日
ひかり眼科クリニック	金沢市大額3丁目201番地2	平成30年1月1日
荒井内科クリニック	金沢市吉原町ハ20番地	平成30年1月1日
むさしまち薬局	金沢市本町1丁目2番54号	平成30年1月1日
泉丘らいふ薬局	金沢市泉野出町4丁目2番3号	平成30年1月4日
顔のクリニック金沢	金沢市鞍月5丁目150番地	平成30年1月19日

●金沢市告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により、次のとおり告示します。

平成30年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
金沢在宅総合支援訪問看護 ステーション	金沢市旭町2丁目8番45号 旭ビル103号	金沢市東力4丁目97番地18	平成30年1月1日

●金沢市告示第60号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の開設者の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により、次のとおり告示します。

平成30年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	開設者の所在地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
のまち薬局	金沢市安江町11番15号	金沢市古府2丁目50番地	平成29年12月1日

●金沢市告示第61号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
大陽薬局	金沢市太陽が丘3丁目1番地15	平成29年12月6日
やながわ在宅クリニック	金沢市藤江北4丁目273番地	平成29年12月31日
ひかり眼科クリニック	金沢市大額3丁目201番地2	平成29年12月31日
荒井内科クリニック	金沢市吉原町ハ20番地	平成29年12月31日
むさしまち薬局	金沢市安江町11番15号	平成29年12月31日

●金沢市告示第62号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
千葉 真	株式会社フレアス 金沢事業所	金沢市古府3丁目44番地	平成30年1月1日

●金沢市告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14

条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定を受けた施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
久世 正次	田島接骨院	金沢市昭和町3番13号	平成29年12月31日

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年条例第36号)第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成30年3月12日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
63	株式会社トスマク	石川県小松市安宅新町ナ37番地	平成30年2月23日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

●金沢市選挙管理委員会告示第33号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数)を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,551人

●金沢市選挙管理委員会告示第34号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数)を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,843人

●金沢市選挙管理委員会告示第35号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数)を、同条第2項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,843人

●金沢市選挙管理委員会告示第36号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,551人

●金沢市選挙管理委員会告示第37号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年3月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

62,922人

監 査 公 表

●金沢市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した財務事務等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成30年3月12日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲
金沢市監査委員	横	越	徹
金沢市監査委員	中	西	利
		利	雄

第1 監査の概要

1 監査の対象部局等及び実施期間

監 査 の 対 象 部 局 等		実施期間
総 務 局	秘書課、総務課、文書法制課、人事課、監理課、行政経営課、財政課、税務課、資産税課、市民税課	平成29年7月10日 ～ 平成30年3月2日
福 祉 局	福祉総務課、生活支援課、介護保険課、長寿福祉課、こども政策推進課、こども総合相談センター、障害福祉課、福祉指導監査課	
出 納 機 関	会計課	
選挙管理委員会		
消 防 局	消防総務課	
企 業 局	経営企画部 経営企画課、企業総務課 営業部 お客さまサービス課、営業開発課 建設部 建設課、維持管理課 施設部 ガス課、上水・発電課、水処理課	

2 監査を執行した監査委員

林 充男、中村哲郎、横越 徹、中西利雄

3 監査の対象範囲

平成28年度における財務に関する事務等（ただし、必要と認められた平成29年度及びその他の年度の事務等を含む。）

4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) 経営に係る事業の管理
- (6) その他必要と認める項目

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財務事務監査の着眼点」、「経営に係る事業管理監査の着眼点」、「工事監査等の着眼点」及び「行政監査の着眼点」に基づき、当該事務事業が法令等に従って適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

6 監査の実施内容

監査にあたっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務等の執行は、次のとおり改善を必要とする事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

1 収入に関する事務

(1) 延滞金徴収事務

[指摘事項（改善を必要とする事項）]

- ① 生活保護費返還金に係る延滞金について、負担の公平性を確保する観点からも、徴収を強化する必要がある。

【生活支援課】

- ② 下水道使用料及び公法上の債権として取り扱っているガス料金に係る延滞金について、負担の公平性を確保する観点からも、徴収を強化する必要がある。

【お客さまサービス課】

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第7号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位数料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年3月12日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成29年11月1日から平成30年1月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 48,210円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 68,050円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 49,980円

2 原料価格変動額 39,500円

算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 49,980円（1トン当たり平均原料価格）＝ 39,500円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位数料金の額

算式 基準単位数料金の額－39,500円（原料価格変動額）／ 100円×0.082円

この結果、平成30年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から32.39円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

●金沢市公営企業告示第8号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年3月12日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 平成29年11月1日から平成30年1月31日までの平均原料価格
1トン当たり 68,050円
- 2 原料価格変動額 18,200円
算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 68,050円（1トン当たり平均原料価格）＝ 18,200円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額－18,200円（原料価格変動額）／ 100円×0.204円
この結果、平成30年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から37.13円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

平成30年(2018年)3月12日	印刷	発行人	金 沢 市
平成30年(2018年)3月12日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄